

平成22年度決算に基づく尾道市健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		11.0	85.5
( 11.56 )	( 16.56 )	( 25.0 )	( 350.0 )

- 備考
- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「 」を記載している。
  - 2 ( )内は、尾道市の早期健全化基準である。

<参考>各比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (すべての会計の実質赤字の比率)	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

< 算定資料 > 総括表 健全化判断比率の状況 (平成22年度決算)

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
342050	広島県	尾道市	-	-	11.0	85.5
団体区分	3.市					

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	11.56	16.56	25.0	350.0
36,527,805	3,627,871	財政再生基準	20.00	35.00	35.0	

< 算定資料 > 内訳1 実質赤字比率の状況 (平成22年度決算)

団体名 広島県尾道市

(単位:千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰 り越すべき 財源(4) (5~9-10)	継続費 通次繰 越額 (5)	繰越明許 費繰越額 (6)	事故繰 越繰越 額 (7)	事業繰 越額 (8)	支払繰 延額(9)	(5)~(9)に 係る未収入 特定財源 (10)	実質収支額 (11) (3)-(4)	地方債 現在高(12)
一般会計	57,738,637	55,787,672	1,950,965	1,295,081		2,097,317				802,236	655,884	71,525,805
一般会計等に属する特別会計												
港湾事業特別会計	161,896	156,724	5,172	1,285		1,285					3,887	
夜間救急診療所事業特別会計	174,550	174,550	0	0							0	
尾道大学事業特別会計	2,013,313	2,013,313	0	0							0	1,240,189
救護施設事業特別会計	243,331	243,331	0	0							0	67,616
合計	60,331,727	58,375,590	1,956,137	1,296,366	0	2,098,602	0	0	0	802,236	659,771	72,833,610

(分母比) 1.8 228

標準財政規模	36,527,805
実質赤字比率(%)	-1.80

この比率は実質収支が黒字である場合、負の値です。  
この場合は、「-」(比率なし)になります。

< 算定資料 > 内訳2 連結実質赤字比率の状況 (平成22年度決算)

団体名 **広島県尾道市**

(単位:千円)

会計名		実質収支額	(分母比)
一般会計等	一般会計	655,884	1.8
	港湾事業特別会計	3,887	0.0
	夜間救急診療所事業特別会計	0	
	尾道大学事業特別会計	0	
	救護施設事業特別会計	0	
	小計	659,771	1.8
標準財政規模		36,527,805	100.0
実質赤字比率 (%)		-1.80	

会計名		実質収支額	(分母比)
外業別の一般会計に係る特別会計以外の特営企業	国民健康保険事業特別会計	102,747	0.3
	駐車場事業特別会計	0	
	老人保健事業特別会計	0	
	介護保険事業特別会計	90,735	0.2
	後期高齢者医療事業特別会計	29,522	0.1

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,313,098	6.3
	病院事業会計	4,528,237	12.4	
法非適用企業	宅地造成事業			
	宅地造成事業以外	千光寺山索道事業特別会計	2,024	0.0
		公共下水道事業特別会計	0	
		漁業集落排水事業特別会計	0	
		特定環境保全公共下水道事業特別会計	0	
		農業集落排水事業特別会計	0	
		渡船事業特別会計	0	
合計		7,726,134	21.2	
標準財政規模(再掲)		36,527,805	100.0	
連結実質赤字比率 (%)		-21.15		

実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値です。  
この場合は、「-」(比率なし)になります。

< 算定資料 > 内訳3 実質公債費比率の状況 (平成22年度決算)

団体名 広島県尾道市

(単位：千円)

	元利償還金の額(繰上償還額等を除く。)	積立不足額を考慮して算定した額	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利息	特定財源の額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成20年度	8,530,649			986,600	8,039	35,509	4,534	962,355	1,848,294	94,017	2,483,515	319,708
平成21年度	8,126,090			952,638	7,571	0	2,639	1,076,856	1,599,129	103,302	2,644,119	268,579
平成22年度	7,912,727			1,251,433	7,344	0	1,175	1,400,986	1,408,400	96,379	2,746,887	265,846

- 5 -

	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成20年度	8,836	101,178	21,068,058	12,033,343	1,396,716
平成21年度	10,430	98,583	21,561,923	11,798,489	2,167,759
平成22年度	13,611	94,599	19,665,381	13,234,553	3,627,871

地方財政法第5条の4第1項第2号及び地方財政法施行令第12条の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみに適用)

	実質公債費比率(単年度) (%)
平成20年度	12.6
平成21年度	10.7
平成22年度	9.9

実質公債費比率(3力年平均) (%)
11.0

実質公債費比率(単年度)の計算式

$$= \frac{(+ + + + + +) - (+ + + + + +)}{(+ +) - (+ + + + + +)}$$

< 算定資料 > 内訳4 将来負担比率の状況 (平成22年度決算)

団体名 広島県尾道市

将来負担額 A

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合等 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額				連結実質 赤字額	組合等連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
72,833,610	0	13,795,865	11,198	14,145,322	0	0	0	0	0	0

(分母比) 228 43 0 44

充当可能財源等 B

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
10,839,631	12,518,840	10,090,231	50,137,964

(分母比) 34 39 32 157

将来負担額 A	316	—	充当可能財源等 B	230	A - B	86	将来負担比率 (%)
100,785,995			73,496,435		27,289,560		
=							
標準財政規模 C	115	—	算入公債費等の額 D	15	C - D	100	
36,527,805			4,625,722		31,902,083		85.5

平成22年度決算に基づく尾道市資金不足比率

会 計 名	資金不足比率(%)
尾道市水道事業会計	
尾道市病院事業会計	
尾道市千光寺山索道事業特別会計	
尾道市公共下水道事業特別会計	
尾道市漁業集落排水事業特別会計	
尾道市特定環境保全公共下水道事業特別会計	
尾道市農業集落排水事業特別会計	
尾道市渡船事業特別会計	

- 備 考
- 1 資金不足額がない場合は、「 」を記載している。
  - 2 経営健全化基準は、各会計ごとに20.0%である。

<参考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支に当たる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

<算定資料> 公営企業会計に係る資金不足比率(平成22年度決算)

共通事項 法適用企業										公営企業会計に係る資金不足額等 法適用企業										(14) 合計										
																				6,843,359	18.7									
地方公共 団体 コード	都道府 県名	市区町 村名等	団体 区分	標準財政 規模 x	特別会計名	事業 区分	宅 造 区 分	法 適	(1) a-b-c(-d)	(2)				(3)				(4)	(5)	(6) 令3条1項 の額・令4 条の額	(7) 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(8) 資 金 不 足 額・剰余額 (連結実質 赤字比率)	(9) 資 金 不 足 額 (資 金 不 足 比 率)	(10) 営 業 収 益 の 額・受託 工 事 収 益 の 額	うち 指 定 管 理 者 利 用 料 金	(11) 資 本 + 負 債 (宅 造 の み)	(12) 事 業 の 規 模 (10)or(11)	資 金 不 足 比 率 (9)/ (12) (%)	(13) 繰 越 欠 損 金	標 準 財 政 規 模 比 (8)/x (%)
										流動負債 a	控除未払 金等 b	控除額 c	土 地 前 受 金 (宅 造) d	算入地方 債	e-f-g(-h)	流動資産 e	控除財 源 f													
342050	広島県	尾道市	3	36,527,805	水道事業会計	水道	1	法適	1,003,167	1,003,167							2,313,098	0	2,313,098	-	3,747,170			3,747,170	-		6.3			
342050	広島県	尾道市	3	36,527,805	病院事業会計	病院	1	法適	1,145,872	1,145,872							4,528,237	0	4,528,237	-	13,087,394			13,087,394	-		12.4			
共通事項 法非適用企業										公営企業会計に係る資金不足額等 法非適用企業										(14) 合計										
																				6,843,359	18.7									
地方公共 団体 コード	都道府 県名	市区町 村名等	団体 区分	標準財政 規模 x	特別会計名	事業 区分	宅 造 区 分	非 適	(1) 歳出額	(2)				(3)				(3') 土 地 収 入 見 込 額 (宅 造)	(4)	(5)	(6) 令3条1項 の額・令4 条の額	(7) 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(8) 資 金 不 足 額・剰余額 (連結実質 赤字比率)	(9) 資 金 不 足 額 (資 金 不 足 比 率)	(10) 営 業 収 益 の 額・受託 工 事 収 益 の 額	うち 指 定 管 理 者 利 用 料 金	(11) 資 本 + 負 債 (宅 造 の み)	(12) 事 業 の 規 模 (10)or(11)	資 金 不 足 比 率 (9)/ (12) (%)	標 準 財 政 規 模 比 (8)/x (%)
										算入地方 債	s-t1-t2- t3-t4- t5+t'	歳入額 s	継 続 費 通 次 繰 越 額 t1	繰越明 許費繰 越額 t2	事故繰越 繰越額 t3	事業繰越 繰越額 t4	支 払 繰 延 額 t5													
342050	広島県	尾道市	3	36,527,805	千光寺山索道 事業特別会計	観光 施設	1	非適	121,030		123,054	123,054						2,024	0	2,024	-	74,236			74,236	-	***	0.0		
342050	広島県	尾道市	3	36,527,805	公共下水道事 業特別会計	下水 道	1	非適	1,990,275		1,990,275	1,990,275						0	0	0	-	425,237			425,237	-	***	-		
342050	広島県	尾道市	3	36,527,805	漁業集落排水 事業特別会計	下水 道	1	非適	12,071		12,071	12,071						0	0	0	-	2,942			2,942	-	***	-		
342050	広島県	尾道市	3	36,527,805	特定環境保全 公共下水道事 業特別会計	下水 道	1	非適	318,136		318,136	318,136						0	0	0	-	77,852			77,852	-	***	-		
342050	広島県	尾道市	3	36,527,805	農業集落排水 事業特別会計	下水 道	1	非適	32,311		32,311	32,311						0	0	0	-	8,719			8,719	-	***	-		
342050	広島県	尾道市	3	36,527,805	渡船事業特別 会計	交通	1	非適	34,801		34,801	34,801						0	0	0	-	4,983			4,983	-	***	-		

団体区分の3 は一般の市である。

宅造区分の1 は宅地造成事業を行っていない会計である。

(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。